

## 【資料3】

### 2022年度事業報告書

2022年4月1日～2023年3月31日まで

特定非営利活動法人 消費者機構日本

#### 1. 事業の成果

順天堂大学医学部の不正入試に対する被害回復訴訟で簡易確定手続が終結し、1,184人の被害回復が実現しました。制度上の制約により実損害の範囲に限定されたものの、手続参加を容易にして共通多数の被害回復を図るという制度の趣旨を一定に実現することができたと考えています。今回は順天堂大学側から対象者全ての名簿が提供され、連絡先不明の方を除き約9割の方々に直接通知することができました。それにもかかわらず手続きへの参加が全体の約半数にとどまったことは、消費者被害回復訴訟制度についての認知度の向上が引き続き課題であることを示しています。この手続きの終結により、係属中の被害回復訴訟は最高裁判所の審理を待つワンメッセージ訴訟1件のみとなりました。特定適格消費者団体としての役割を発揮していくため、新たな被害回復に果敢に着手していくことが課題です。

差止請求では、芸能人養成学校のエーチーム・アカデミーに対する訴訟に控訴審判決が出されました。一審判決は差止請求自体について認容したものの、入学時諸費用の権利金的性格を是認しその一部を返還不要とするものでした。それに対し、今回の控訴審判決はこの権利金的性格を否定した点で高く評価できる判断と言えます。今後の同種の消費者紛争にも良い影響を与えることも期待できます。しかし、相手方から上告及び上告受理申立てが行われており、引き続き対応を進めていく必要があります。

その他、2022年度は3件の差止請求訴訟が重なりました。こうした状況に対応し、組織運営面では検討チームの弁護士メンバーを増員するなどの対応を行いました。また、特にコロナ以降、検討チーム間での交流の機会が失われていたことから、5年ぶりに役職員・委員の全体会議を再開しました。

財政面では、2021年度の東京医大に続き、2022年度は順天堂大学との簡易確定手続が終結したことで、先払いしてきた費用を回収し、報酬を得ることができました。これにより正味財産が大幅に増加しています。これを今後の差止請求及び被害回復の活動に活かして参ります。

#### 2. 事業の実施に関する事項

特定非営利活動に係る事業

事業名	事業内容	実施日時	実施場所	従事者の人数(人)	受益対象者の範囲及び人数	事業費の金額		
(1) 不当な約款等の是正事業	検討事案選定会議	4/3	千代田区主婦会館プラザエフ及びウェブ参加	6	その成果は、不特定多数の消費者に及ぶ	1,238千円		
	消費者等から寄せられた情報について検討し、次の点を協議した。	5/26		6				
・検討チーム等の議題	6/30	8						
とすべきか否か	8/4	8						
・情報提供者への助言内容	9/1	9						
	10/13	9						
	11/10	9						
	12/22	9						
	1/19	8						
	2/9	8						
	3/9	8						
	常設検討チーム	第1検討チーム		千代田区主婦会館プラザエフ及びウェブ参加			10 10 14 14 14 14 14 14	その成果は、不特定多数の消費者に及ぶ
	不当な約款、勧誘行為、及び広告その他表示等について、当該事業者への是正申し入れ書、当該事業者からの回答評価と対応、及び公表内容等を検討した。	4/20						
		5/31						
		7/25						
		9/20						
		10/28						
		12/5						
		2/1						
		3/13						

		第2検討チーム 6/24 8/4 9/30 11/1 11/1 (事業者協議) 1/16 1/16 (事業者協議) 2/15 3/15		7 12 12 11 11 12 12 11 14		
	分野別検討チーム 相手方事業者の業種毎にチームを設置し、不当な約款、勧誘行為、及び広告その他表示等について、当該事業者への是正申し入れ書、当該事業者からの回答評価と対応、及び公表内容等を検討した。	通販定期購入検討チーム 4/14 6/6	千代田区主婦会館プラザエフ及びウェブ参加	6 6	その成果は、不特定多数の消費者に及ぶ	
		不動産賃貸借検討チーム 4/19 5/17 (事業者協議) 5/31 7/4 (事業者協議) 2/14 3/8				
	差止請求委員会 検討チームの提案を検証し、理事会議案として確定した。また、自らも理事会議案となる提案を行った。	4/27 6/20 8/23 10/5 11/15 1/23 2/24 3/29	千代田区主婦会館プラザエフ及びウェブ参加	13 13 12 13 12 10 11 11	その成果は、不特定多数の消費者に及ぶ	

(2) 差止請求関係業務	検討事案選定会議 消費者等から寄せられた情報について検討し、次の点を協議した。 ・検討チーム等の議題とすべきか否か ・情報提供者への助言内容	4/3 5/26 6/30 8/4 9/1 10/13 11/10 12/22 1/19 2/9 3/9	千代田区主婦会館プラザエフ及びウェブ参加	6 6 8 8 9 9 9 9 8 8 8	その成果は、不特定多数の消費者に及ぶ	3,598千円
--------------	---	--	----------------------	---	--------------------	---------

<p>常設検討チーム 不当な約款、勧誘行為、及び広告その他表示等について、当該事業者への是正申し入れ書、当該事業者からの回答評価と対応、及び公表内容等を検討した。</p>	<p>第1検討チーム 4/20 5/31 7/25 9/20 10/28 12/5 2/1 3/13</p>	<p>千代田区主婦会館プラザエフ及びウェブ参加</p>	<p>10 10 14 14 14 14 14 14</p>	<p>その成果は、不特定多数の消費者に及ぶ</p>
	<p>第2検討チーム 6/24 8/4 9/30 11/1 11/1（事業者協議） 1/16 1/16（事業者協議） 2/15 3/15</p>		<p>7 12 12 11 11 12 12 11 14</p>	
<p>分野別検討チーム 相手方事業者の業種毎にチームを設置し、不当な約款、勧誘行為、及び広告その他表示等について、当該事業者への是正申し入れ書、当該事業者からの回答評価と対応、及び公表内容等を検討した。</p>	<p>通販定期購入検討チーム 4/14 6/6</p>	<p>千代田区主婦会館プラザエフ及びウェブ参加</p>	<p>6 6</p>	<p>その成果は、不特定多数の消費者に及ぶ</p>
	<p>不動産賃貸借検討チーム 4/19 5/17（事業者協議） 5/31 7/4（事業者協議） 2/14 3/8</p>		<p>6 6 6 6 5 6</p>	
<p>差止請求委員会 検討チームの提案を検証し、理事会議案として確定した。また、自らも理事会議案となる提案を行った。</p>	<p>4/27 6/20 8/23 10/5 11/15 1/23 2/24 3/29</p>	<p>千代田区主婦会館プラザエフ及びウェブ参加</p>	<p>13 13 12 13 12 10 11 11</p>	<p>その成果は、不特定多数の消費者に及ぶ</p>

	委任後弁護団会議 差止訴訟提起後の弁護 団会議	エーチーム 弁護団会議 4/1 4/14 4/23 (ヒア リング) 5/19 6/16 7/1 8/1 8/18 9/1 10/17 12/23 1/14 2/1	千代田区主婦 会館プラザエ フ及びウェブ 参加	5 5 8  5 5 5 5 5 5 5 6 5	その成果 は、不特定 多数の消費 者に及ぶ	
--	-------------------------------	---	----------------------------------	--	--------------------------------	--

(3) 被害回復 関係業務	検討事案選定会議 消費者等から寄せられ た情報について検討 し、次の点を協議し た。 ・検討チーム等の議題 とすべきか否か ・情報提供者への助言 内容	4/3 5/26 6/30 8/4 9/1 10/13 11/10 12/22 1/19 2/9 3/9	千代田区主婦 会館プラザエ フ及びウェブ 参加	6 6 8 8 9 9 9 9 8 8 8	その成果 は、不特定 多数の消費 者に及ぶ	7,398 千円
	常設検討チーム 情報提供を受けた事案 を分析し、被害回復制 度で対応できるか否か を検討した。	第1検討チ ーム 4/20 5/31 7/25 9/20 10/28 12/5 2/1 3/13	千代田区主婦 会館プラザエ フ及びウェブ 参加	10 10 14 14 14 14 14 14	その成果 は、不特定 多数の消費 者に及ぶ	
		第2検討チ ーム 6/24 8/4 9/30 11/1 11/1 (事 業者協議) 1/16 1/16 (事業 者協議) 2/15 3/15		7 12 12 11 11 12 12 11 14		
被害回復委員会 検討チームの提案を検	4/19 5/25 6/22	千代田区主婦 会館プラザエ	13 12 14	その成果 は、不特定		

	証し、理事会議案として確定した。また、自らも情報提供を受けた事案を分析し、被害回復制度で対応できる事案かどうかを検討した。	8/2 9/22 9/25 (ヒアリング) 10/27 11/24 (事業者協議) 11/28 12/26 (事業者協議) 1//27 2/28 3/29 (ヒアリング) 3/31	フ及びウェブ参加	14 14 3 14 4 17 4 18 16 3 16	多数の消費者に及ぶ	
	委任後弁護士会議 被害回復訴訟提起後の弁護士会議	順天堂大学 訴訟弁護士 会議 4/22 6/1 8/3 8/19	千代田区主婦 会館プラザエ フ及びウェブ 参加	8 8 8 9	その成果は、不特定多数の消費者に及ぶ	
		ワンメッセージ訴訟 弁護士会議 5/10 5/13 5/16 5/17		4 5 5 4		

(4) 消費者被害の調査・研究事業	役職員学習会 (改正特商法について)	7/26	千代田区主婦会館プラザエフ及びウェブ参加	39	役職員及び理事他	705 千円
	役職員・委員全体会議	12/15		26	役職員及び理事	
	消費者被害実態調査業務 当機構で受けた情報提供について、法的分析を加え消費者庁に報告する。	8/8~1/16	千代田区当法人事務所等	22	その成果は、不特定多数の消費者に及ぶ	

(5) 被害者への支援事業	情報提供者への助言等にとどまり、特段の事業活動を実施していない。	—	—	—	—	0 千円
---------------	----------------------------------	---	---	---	---	---------

(6) 消費者に対する啓発事業	総会記念シンポジウム	6/14	千代田区主婦会館プラザエフ及びウェブ参加	10	一般消費者ならびに当法人会員で、参加者数は96人	525 千円
	ホームページの設置と運営	月4回程度の更新	千代田区当法人事務所等	5	不特定多数の消費者及び当法人会員	

(7) 事業者に対する啓発事業	特段の事業活動を実施していない。	—	—	—	—	0 千円
(8) 政策提言事業	消費者委員会ルール形成WG ヒアリング対応準備会議	6/1	千代田区主婦会館プラザエフ及びウェブ参加	4	その成果は、不特定多数の消費者に及ぶ	33 千円
(9) その他事業	特段の事業活動を実施していない。	—	—	—	—	0 千円